

◆19番 (原勲君) (登壇、拍手)

トイレの整備と維持・管理についてお尋ねをしてみたいと思います。日本におけるバリアフリー、つまり福祉のまちづくりの運動のほとんどが、車いす使用者によるトイレの点検活動からスタートしております。それは、ユニバーサルデザインの社会づくりが進む今日まででも同じであります。トイレは、生活の原点、住宅でも公共施設でも、よいトイレがある施設は、建築や設備、運営もしっかりしていると言います。

一方、依然として公共トイレは、汚い、暗い、におう、どこにあるかわからない、使えない、そういった声にも代表されております。

しかし、ハートビル法や交通バリアフリー法の検討過程で、少しずつではありますが、公共トイレの検証が行われております。

そこで、2003年より施行されている改正ハートビル法の役割を考えながら、今後のトイレ設計とユニバーサルデザイン化の可能性を探りたいと思えます。もともと、障害者施設で使われていたパターンを地域の公共施設に当てはめたのが始まりであります。腰かけ便座が一般化し始めたころには、外国の経験が入り始め、日本では仙台の三越デパートに初登場したのが1971年秋と言われております。その夏、仙台市に生まれた身障者の生活圏拡張運動、後の福祉のまちづくり運動のメンバーが市内のトイレ調査を始めました。そのときのメンバーの心中は、次のように記されております。

車いす使用者にとって、トイレの改善なくしては社会生活ができない。生活圏が特定の施設に限定されてしまう。トイレがないために、家庭、施設、病院に閉じこもりになってしまう。私たちの使えるトイレは皆無である。何よりもこの問題を解決することから始めなければならない。市内で洋式トイレを設置しているところが5カ所。ただし、ドアが狭くて入れない。たとえ無理やりやっても、今度はドアが閉まらない。手すりもなく1人では危険で利用できない。既存のもので満足に使えるものが1つもないとわかったとき、私たちがすべきことは、改造をお願いして歩くことであると述べております。

全国に展開していく福祉のまちづくりとしての重度障害者の運動は、1973年、仙台での車いす集会。これは、新聞社が障害者へ呼びかけたものでありますけれども、この仙台での車いす集会から始まりました。仙台に集まった障害者がそれだけで終わってしまっただけでは何にもならない。そういうことで、参加した人が、驚きと情報を地元を持ち帰って、それが運動につながっていききました。

愛知県の重度障害者の運動も、このとき愛知県重度障害者の生活をよくする会の結成から始まっております。当時、名古屋市内に障害者用トイレは緑風荘という施設にあるだけでありました。ほかには1つもありませんでした。これが障害者トイレをつくってほしいという愛知の運動の始まりだと聞いております。

高齢者、障害者の方々が、社会の構成員の1人として、自由に安心してまちじゅうを歩けることは、基本的人権の1つと言えます。近年そうした考えがバリアフリー、またノーマライゼーション、またユニバーサルデザイン、そういった用語の意味を知ることを通してやっと定着してきたように思います。

こうした背景の中で、平成5年に障害者基本法、平成6年に高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律、いわゆる

るハートビル法、平成7年に高齢社会対策基本法、平成12年には高齢者、身体障害者等が公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律、いわゆる交通バリアフリー法、このような法律が制定されました。そして、平成15年4月1日にハートビル法の改正法が施行されます。

一方、都道府県や政令指定都市でも公共建築物などのバリアフリー化を進めるために、条例を制定し、高齢者、障害者への対応は着実に進んできております。

法令が整備される中で、今後はいかにその法令にのっとり、それを生かして現場を変えていくかにかかってくると思います。

今回トイレの問題を切り口として、その方法、手順について考え、バリアフリーのまちづくりの方向を見きわめていきたいと思っております。

最初に、平成14年9月議会におきまして、私はオストメイト対応のトイレの設置に関して当局にお願いをいたしました。人工肛門、人工膀胱をつけたお方をオストメイトと総称されておりますが、こういったオストメイトと呼ばれる方が使用できるトイレの設置、改善をお願いいたしました。当局の御努力によりまして、早速設置をしていただきました。

このオストメイト対応トイレの市内での設置状況、また今後の計画についてお尋ねいたします。

◎建設部長（脇田東吾君）

市では、人にやさしいまちづくりの観点から、高齢者や障害者の方々にとっても使いやすい施設づくりを進めておるところでございます。

中でも、御指摘いただきましたように、トイレは、多種多様な市民が快適に利用できるよう施設に依りて配慮させていただいております。お尋ねのオストメイト用のトイレの設置状況でございます。市の施設では、簡易タイプではございますが、市民病院旧館ほか、今伊勢分院、本庁舎、西分庁舎の4カ所という状況でございます。また、現在建設を進めております市民病院あるいは大志公民館、神山小学校の屋運には基本タイプという形で、多目的トイレの中で対応できる設備を予定させていただいております。このような計画を持っておりますので、よろしくお尋ねいたします。

◆19番（原勲君）

最近、私の知人で実際に大腸がんということで膀胱にも転移してございまして、膀胱を摘出され、こういった人工肛門、人工膀胱をつけられるというお話をお聞きしました。なつて初めてわかった不便さというのを直接お聞きしたわけですが、この中で、簡易型のものを設置していただきまして、それなりに利便性が高まったと思っておりますが、利用者から、多目的トイレに設置されました簡易型のところではございますが、実際に衣服を脱いで使用するわけですが、すぐには改善できないものではないでしょうか。

◎建設部長（脇田東吾君）

トイレは皆様が使いやすいような形に設備を整えるということが必要だということ、御指摘のとおりと存じます。

衣服をかけるフック、私も、よく扉の裏に見るわけではございますけれども、設計の折に、戸当たり兼用フック、扉の上部に取りつける、そして利用できるよう配慮させていただいておりますけれども、今、御指摘いただきましたように、ないところがあるということではございます。それぞれ所管の課と協議しながら、これに対応させていただきたいと思っております。

また、棚につきましても、そのブースのスペースの確保の問題があるわけ

でございますけれども、そのあたり、配置状況を調査しながら、これも検討させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◆19番（原勲君）

ありがとうございます。改善できるところからお願いしたいと思いますが、車いすのみならず、最近では乳幼児連れの親子が使用できる多目的トイレ、多機能型のトイレの設置が進んでおります。身体障害者の方のみだけでなく、あらゆる方が使用できる多目的なトイレの設置が進んでおりますが、既存のトイレも改善されれば、もう少し使い勝手がよくなるといったところがあります。

例えば間口の広さも80センチメートル以上あれば、利用対象者もふえると言います。また、小便器のわきや洗面器のわきに、つえとか、また傘などを立てかけるくぼみ、あるいはフックがあるとよい、そのような利用者の声もでございます。こうした利用者の視点に立って、より使いやすい工夫が求められます。当局の御所見をお伺いしたいと思います。

◎建設部長（脇田東吾君）

御質問いただきました既存のトイレの改善ということにつきまして、扉の間口の広さが80センチメートル以上は必要であるという点につきましては、構造的に可能な限り、順次改善を図るよう努めたいと思います。

また、その他のフックあるいはつえ、傘等のためのくぼみ等も、先ほどの衣類のフックと同じような形で考えられるものかどうか、あるいはまた、くぼみ等は設計の段階できちっとそういった対応ができるように考えさせていただく。各項目ごとにいろいろ検討させていただいて、少しでも利用者に御不便をかけないように、設計に入れる、あるいは早急な対応をさせていただくなど考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◆19番（原勲君）

ありがとうございます。先ほど紹介させていただきましたように、ことし4月にハートビル法の改正がなされまして、今まであった旧来の法律の見直しがされて、これまで車いすの方中心であった法律を見直して、いろいろな障害を持つ方の御意見を取り入れて、改正法が施行されたわけでありまして、

特に視覚障害者、聴覚障害者の方々の視点が見直されまして、旧来ですと市の庁舎の中で、皆さん御利用多いですから思い浮かべていただければ結構ですが、トイレへ入りまして、大便をする方のトイレを見ますと、和式の方は内開きになっておりまして、洋式は外開きになっております。当然、洋式が内開きですと、中に入った場合に出にくいという面もありまして、和式の方は内開きになっております。しかし、これは視覚障害者、聴覚障害者の方から見れば、中に入っていると、使用中かどうかわからないといった不便がございまして、内開きになっていけば、中に入っていないというのが判断の基準でありまして、ドアが閉まっていて、中に入っているかどうか、一応エチケットとしてノックをしますが、聴覚障害の方はノックをされてもわからないわけです。特に、スペースが狭くて、ドアに対して後ろ向きに座る和式の便所に関しましては、聴覚障害の方はどのように使用されるかと言うと、扉に手を当てて、ノックされるのを手で確認されるということをするそうでもあります。音がわからなくて恥ずかしい思いをしたとか、こういった聴覚障害の女性の御意見もございまして、また、ドアノックセンサーが欲しいといった御意見もございまして、

ですから、今、洋式、和式を問わず、使用しているかどうかははっきりわ

かるような手だてをとっていただきたい。現在あるトイレに関しまして、表示がついているのは、基本的に洋式トイレの方は外開きですから、使用中、使用していないにかかわらず閉まった状態で、入っているかどうかは色で判断しますけれども、和式の場合は、現在、市庁舎内を見た場合でもございません。こういった点、改善できるのであれば早急に改善していただければ、こういった聴覚障害の方、また視覚障害の方、大変不便というか、それが解消されるわけでございます。

また、視覚障害の方からは、大変、多目的トイレ設置が進んでおりますけれども、洗浄装置とかスイッチがふだん使っているところがない。設置された年代によって、メーカーが提案したいろいろな機器がございましてけれども、新しくなればなるほど、また旧来の古いものであれば、いろいろ改善されりとかありまして、洗浄装置の位置とかスイッチがふだん使っているところがないといったものもございまして。そういった点も今後考えていかなければならない内容でございます。

また、上肢障害の方、まただれでもそうでございますけれども、荷物を置くところがない、また高い位置にあるフックが使えないといった御意見もございまして。

また、だれもが利用できる多目的トイレで、車いす使用者が利用できないこともあるといったお話もあります。

男女の区別とかトイレの位置、また水洗方法を視覚障害の方は点字で示してほしいという御意見もございまして。トイレ内の配置がばらばらである。トイレの便器とかボタンの位置を統一してほしいとか、また、トイレの個室内、中に入りますと1人になりますけれども、点字案内盤とか拡大文字、言葉、図の併記をしてほしいといった御意見もございまして。

また、男女のトイレの位置を統一してほしいとか、またトイレのマークの形をはっきりしたサインにしてほしいとか、目線の位置にわかりやすくつけてほしいとかという御意見もございまして。

また、トイレは密室状態でありますので、特に聴覚障害の方、災害があってもわからないと、中に取り残されてしまうといった点で、フラッシュするランプをつけてほしいという御意見があります。

また、知的障害者の方にとっては、言葉ではなくてサイン、案内といったものを統一してほしい。例えば洋式トイレであれば、洋式という漢字で書くのではなくて、ピクトグラムといひまして、絵文字言葉、最近、トイレの入るところにマークで表示してありますけれども、見れば、これはどういうトイレなのかということがわかる、ピクトグラムというのがありますけれども、こういった絵文字言葉を使っていたらいい、このようなお話がございまして。

どちらにいたしましても、ハートビル法の改正法が施行されまして、こういったハートビル法を実効あるものにするためには、これから、いろいろな障害をお持ちの方、高齢者、また乳幼児をお連れの方、いろいろな観点でトイレというものを見直していかなければいけないと思っておりますが、現在ある既存の施設を含めまして、公共のトイレが備えるべき基本的な要件が、使いやすさ、清潔、安全の3つが挙げられますが、これから新設する場合、また既存のトイレを改善する上で市の整備指針というものをつくって取り組むべきだと考えますが、いかがでしょうか。

◎建設部長（脇田東吾君）

トイレをお使いになられます方の状態によって、ただいまいろいろお示しいただいた御希望というのが大変多種多様にわたることですので、改めて私

も驚いたわけでございますけれども、すべてに対応するトイレというのが順次、やはりこれからそういうものに向けて努めていかなければならないという気持ちを強くするわけでございます。

現在の設計時の参考資料ということでございますけれども、私どもは今、人にやさしいまちづくり、ハートビル法、あるいはバリアフリー化、ユニバーサルデザインといったものによります指針、あるいは各メーカーからの設計基準に基づいて計画、設計を行っておるところでございます。

今後さらに建物内の位置、トイレの規模、いろいろお話しいただきました中で、サインとか、あるいはプライバシーに関する部分、ブースの大きさ等、すべてというわけにはまいりませんけれども、基本的な部分のチェックをできる、トイレ設計における整備水準チェックリストといったものをつくりまして、新築工事あるいは改修工事の設計に反映するようにしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◆19番（原勲君）

チェックリストを作成して取り組んでいくというお話でございました。

今、多目的トイレとか多機能型トイレといった形で、あらゆる人を想定して使えるトイレというのが考えられておりますが、実際にはすべての人に便利なトイレというのではないと思います。このトイレは車いすの方、介助を必要とする方、また重度障害をお持ちの方とか、ある程度特定されるわけですが、それはそれで仕方がないと思うのですが、ここにどういうトイレが必要なのかとか、そういったモニター制度とか、いろいろなモニターリングなんかしまして取り組んでいる自治体もございます。いろいろな改善すべき点、またこれから新設する場合、こういった整備指針なるものをつくりきちんと持って、この利用は、子供連れの方が多いためであれば子供を寝かしたりするベビーベッドとか、また乳母車ごと入れるスペースが必要か、いろいろな観点から見ていけないように思います。

また、左ききの方とか右ききの方で使用する仕方が違いますし、考えていくと、もうオールマイティーなトイレというのではないわけですので、それなりの視点を持ってやっぱり取り組むことが必要かと思えます。そういった意味で、整備指針が必要かなと思ひまして、質問をさせていただきました。

トレイのチェックリストも結構でございますが、チェックするといっても、やっぱりその場所、また利用者、いろいろな観点で見えないといけませんので、ぜひ改善の上での、また新設の上での設置におけるトイレのあり方という観点で整備指針をしっかりとつくっていただきたいなと思ひます。

通告では、(1)市の施設、(2)民間施設と書いておりますが、一まとめにしてお尋ねをしております。

次に、まちづくりを進める上で、いろいろな障害をお持ちの方、また高齢者の方、いろいろな方が外出するのに、やはりトイレといったものがしっかりと整備されていることが大事かと思ひます。使いやすさ、清潔、安全、この3つ、これが公共のトイレが備えるべき基本的な要件として、先ほど上げさせていただきました。公共トイレの持つ、基本的な要件を満たすべく、民間の施設も視野に入れながら、一宮市として、まちづくりを進める上で、トイレの問題を切り口として話させていただいておりますが、バリアフリーのまちづくりを目指す上で考えていただきたい。

そういう中で、今回、群馬県で今年度から行われておりますぐんまビジタートイレ認証制度というものを御紹介させていただきます。

群馬県では、集客力のある観光地づくり、元気群馬の実現を目指して、千

客万来支援事業の1つとして、このぐんまビジタートイレ認証制度というものをスタートさせました。これは、観光客に来ていただく上において、群馬県が、来ていただいても利用しやすい、いろいろな観点でチェック項目を設けまして、維持管理の面、また清掃が行き届いているかとか、いろいろなチェック項目がありましたけれども、一定の条件を備えたトイレを申請していただきまして、公共また民間施設を問わず、これをビジタートイレとして認証する制度であります。

こうした取り組みを参考にしまして、一宮市においても快適な公衆トイレづくりのために、公共のトイレ、民間を問わず、清潔、快適な環境を提供するトイレづくりを通して、人にやさしい福祉のまちづくりを広げていけないか、民間施設にも呼びかけて、一定の条件を備えたトイレをビジタートイレとして認証する。ホームページ上でも紹介しまして、ここは乳幼児対応のトイレがあります、またオストメイトの方にも対応できます、多機能トイレ、いろいろございまして、こういった情報を提示することによりまして、広く情報を公開することで、人にやさしいまちづくりを進めるものでございまして、御所見をお伺いしたいと思います。

◎建設部長（脇田東吾君）

議員からは、観光客を対象としたビジタートイレの認証制度を人にやさしいまちづくりという視点でとらえ、応用といった形での御提案でございまして。

議員には、今までもトイレに関しまして数々の御提案をいただいたわけでもありますが、今回の御提案は、またそういった見方があるものと改めて感じている次第でございまして。

しかし、まだ私もこのトイレの認証制度そのものを十分に理解していないところでもございまして、十分なお答えができないわけでもございまして。

ただ、御指摘のように、外出先でのトイレの存在というのは、体に障害を持たれた方、あるいは高齢の方や体力の乏しい方には大変気になる点でございまして。こういった点を考慮し、人にやさしいまちづくりにつなげていくためには、民間の方々の御協力をいただかなくては実効のあるものとはならないであろうとも考えております。

この認証制度は、福祉の面、もちろん町のにぎわいづくりといったまちおこしと市街地の活性化といった面も一緒になって考えていかなければならないものではないかと考えております。

したがって、関係する部署と協議する形で、またトイレの情報の公開ということにつきましても、認証制度とあわせて、一度詳しく研究してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◆19番（原勲君）

先ほど御紹介させていただきましたオストメイト対応トイレ、せっかくなをつけていただいたんですが、実際にはそこへ来た方しかわからない。では、どこでその情報を知り得るかということ、今、口コミでしかないわけです。市として、ここにつけましたよといった情報発信はされているんでしょうか。

あと、せっかくなをつけていただいたものでも、先日、駅前で聞かれたことがあるんですが、トイレは近くにないんですか。ちょうど駅前の交差点のところでしたので、エレベーターでおりて、地下駐車場の反対側にトイレがありますと御案内をいたしました。実際に、あそこにトイレがあるという表示はございません。案内看板があれば、自由に使えるわけですが、お年寄りの方でもエレベーターでおりてすぐ行けるわけです。わざわざ駅まで行って使う必要もないわけですね。便利なエレベーターというのがあって、それは地下駐

車場を利用する方のものかもしれませんが、見方を変えれば、一般の通行される方も、トイレの表示がしてあれば、使うのが容易なわけでありませ

先ほどのサインの話もそうですが、公共トイレ、また民間からの御好意によりまして、会社のトイレとか、いろいろ使用してもいいよと、商店街の方がうちのトイレを使用してもいいですよという申し出があつて、一定の条件を備えれば、認証制度としてこれを登録し、またさきの細谷議員の話ではありませませんが、ホームページで認証トイレはここですと、クリックすれば、外出をする際にも、あらかじめ、ここにこういうトイレがありますよということ

を頭に入れておけば、利用できるわけでありませ。他の話もいろいろございませ。盲導犬を連れて歩いている方はどうするんだと、盲導犬が入るスペースがあるんだらうかとか、一般のトイレを使った場合に、盲導犬はどこへつないでおくんだとか、具体的な事例になると、いろいろな話が利用者からあるわけです。トイレに完璧なものはございませ。利用しやすさ、いろいろな観点で、こういった認証制度を設けまして、お年寄りの方、高齢者の方、また障害者の方、いろいろな方が支援しやすい環境を整えていただくことが、一宮市のまちづくりの1つの切り口になるのではないかと思ひませ。

群馬県で今年度からこういう制度がスタートをしたということをお聞きしまして、一宮市として、人にやさしいまちづくりを進める上での、観点での御質問とさせていただきました。

続きまして、さきの9月議会で渡辺議員より公共サービスの民間開放についての提案がなされました。この公衆トイレの整備、維持管理についてもPFIを含むPPP—パブリック・プライベート・パートナーシップ—の手法を検討できないか、お尋ねいたします。

◎総務部長（橋本博利君）

公共サービスの民間開放につきましては、行政が一元的に直接供給いたしておりませ公共サービスを民間業者に開放いたしまして、競争原理を働かせることによりまして、もっと効率的で質の高い公共サービスを実現しようとするものでございませ。

公共サービスの民間開放につきましては、1つには、サービス産業の振興、雇用の創出、2つには、行政コストの削減による財政再建、3つには、サービス水準の向上の点で大きな効果があると言われているところでございませ。

民間でできることにつきましては、民間にお任せする。その後、行政がなすべきことを検証して実践をしていくという理念に基づくものでございませ。

民間開放の対応といたしましては、公共サービスの特性に応じまして民間委託、今御指摘いただきましたようなPFI、独立行政法人化、あるいは民営化等の方策があり、その推進についての検討をする必要があるとされているところでございませ。

議員御指摘の公衆トイレの整備、維持につきましては、具体的にどのようなサービスかはわかりませませんが、現在では、必要に応じてトイレを整備する場合には外注をしているわけです。整備する必要があつたときには予算をつけさせていいただいて、外注をしております。維持管理につきましては、民間委託をしているところ

でございませ。もし、公衆トイレの整備、維持管理につきませサービスを提供していただける業者、あるいはそういうサービスの提供民間事業所があるということになりませれば、先ほど申し上げませサービス産業の振興、あるいは雇用の

創出が生まれるのか、あるいは行政コストの削減ができるのか、サービスの水準が今まで以上に向上するのかどうかというのを検証する必要があると考えております。

また、具体的にPFI事業の適用をどうするか判断につきましては、その事業の設計、建設、あるいは維持管理、あるいは運営などのそれぞれの業務ごとに、公共性あるいは採算性と民間企業に任せることの妥当性、さらには民間企業の創意工夫を生かして競争を促すことができるのか、その効果があるのか、あるいは制度面での実施可能性などについてそれぞれ検証させていただく必要がございます。

いずれにいたしましても、行財政の効率的な運営を常に心がけなければなりませんので、御指摘をいただきました公共サービスの民間開放については、それぞれ事務事業について検討していくことになると思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

◆19番（原勲君）

ありがとうございます。

まだなじみが薄くて、ぴんとこないかもしれませんが、日本ではPFIと言われている取組みがございまして、フランスではコンセプションという言葉が使われている方式の事業でありまして、フランスでは通常、実施されている手法としてコンセプションというのがあるそうでありまして、フランスでは、ストリートフアニチャー事業という、1960年代にフランスで始まった新しいコンセプトの都市基盤整備、あるいは景観整備と行政サービス代行という2つの効果をもたらすものだとして取り組んでいる企業があるそうでありまして、

主要な都市で、トイレの設置を企業が自治体にかかわって設置するわけですが、自治体にかかわって無償で設置、維持管理、メンテナンスを実施する。しかし、慈善事業ではないので資金を回収しなくてはなりません。この資金回収の道として、市内の繁華街でのバスシェルターバス停ですね、また情報パネル、トイレや電話を内包する広告塔の一部の面をマスメディアの広告を掲げるスペースとして販売をしている。この企業が公道上で収入が上げられるように、自治体から契約期間20年、広告掲出に関する独占権などの特別な条件をもらっている。

こういったまち並みの景観を配慮したバス停を設置しながら、その広告収入を収入源として、公共のトイレを設置してしまう。それで、清掃から、かかる維持管理すべてを、メンテナンスも含めて実施しているという取組みがございまして、

サンフランシスコとかワシントンなどの自治体でも、フランスで生まれたコンセプション事業というものを法的にも整備したという実績がございまして、こういった事業手法、まだ日本にとってなじみないかもしれませんが、実際にこの企業の支社が日本にもできたと聞いております。民間企業にとっても、また自治体にとってもメリットになる事業だと思います。

PFIの手法に近いと思いますが、いろいろな手法で、公衆トイレの整備から維持管理に関して、これから民間開放ということで取り組むといったすべがあるということで御紹介をさせていただきます。ぜひ研究をしていただいで、できればこういった公衆トイレの整備、維持管理についても手法として考えていただきたいなと思います。

ハートビル法の改正によりまして、特定建築物の範囲の拡大とか利用円滑化の基準の適合の義務化など拡充が図られておりますが、それをどう生かす

か、それは設置主体、設計者、建築施工者、利用者、行政の間で具体的な方策を練る必要があります。

さきに紹介させていただいた視覚障害者の方にとって、1人になるトイレ内では、器具が設置されている場所、形状、それに使用法が統一されている方が使いやすい。また、加齢に伴って視力が低下した人にとっても器具は統一された方が楽であります。

また、一方、車いす利用者にとっては、その障害の程度、状態によってトイレの器具、設備の位置や使用法は違ってまいります。多くの人に適用できるように多様であった方がいいわけではありますが、その折り合いをどうつけるかが課題と言えます。

法律や条例に定められた建築設計標準に沿って、企画、計画されたはずでも、でき上がってみると、実際には使いづらい、下手をすると使えないトイレが出現いたします。その原因の1つに、使用者の声を聞かないことが上げられております。企画段階では、利用者の意見を聞いていても、いざ施工段階となると無視してしまうというケースが少なくないのではないのでしょうか。利用者の声をどう反映させるか、これが現場の課題であります。1つ1つはきちんと設計標準に沿い、設計、施工されているにもかかわらず、でき上がってみると全体として使い勝手が悪い。個別ではいいが、全体としてまとまると問題が生ずることを合成の誤謬というそうであります。

それを解決するためには、現場主義、現場での柔軟な対応が求められます。利用者の声が求められます。利用者の声を聞くことが基本であると思えます。また、それも一度聞いたからといって、意識的なレベルではなくて、そこでだれがどのように使うかといった想像力、完成後の利用のあり方までを含めた設計思想を持った取り組みが必要と言えます。

企画から計画、設計、施工の各段階で、利用する立場からの意見を聞くことが求められるのではないのでしょうか。利用者の意見を聞くことを整備指針の中に取り入れて、義務化できないか。また、そういった失敗を何度も繰り返さないためにも、最初の経験を次の経験に生かす努力も必要になってまいります。

こうした多くの方、多様な利用者の意見を聞きながら、整備指針といったものを取り入れて、義務化できないのでしょうか。いろいろな経験を生かして、次の経験に生かしていくといった努力が必要かと思えますが、最後に建設部長の御所見をお伺いしたいと思えます。

◎建設部長（脇田東吾君）

改めまして整備指針についてお尋ねをいただきました。

標準設計的なものの考え方をチェックしていくということではなく、いわゆる現場での利用勝手、どんな方が使われるかも把握してということでございます。施設が特定化されれば、そういった面はかなり特化できるわけでございますけれども、いろいろなところにある公衆便所をどのようにして把握していくか。もちろん、長い間の経験的なものから類推したりということもあろうかと思えますけれども、私もすぐ、どういう方法でそういうものを把握していったらいいかというのが思い浮かばないわけでございますけれども、そういった整備指針のつくり方といいますか、中身を一度、もしきちっとした研究成果とか先例的なものがあれば、私も研究させていただきまして、今後のトイレづくりの1つの方向とさせていただきたいと思えますので、どうぞよろしくお願いたします。

◆19番（原勲君）

ありがとうございます。

114524dwnldHatugen.txt

お隣の岐阜県では、岐阜モデルのトイレというのを設定しているそう
ございます。3つの条件を満たしているトイレが岐阜モデルのトイレとい
うことで、第1に、利用者、特に女性の方に快適なトイレである。第2に、
身体に障害のある方や小さな子供たちにやさしいトイレである。第3に、
建物の施設計画に当たり、トイレを最優先した計画。面積の確保だと思
いますが、トイレを最優先した計画になっている。いろいろなアンケート
等の調査をいたしまして、岐阜モデルのトイレというものを進めてい
るそうございます。これはホームページにも紹介をされているそうで
あります。御紹介だけにとどめさせていただきまして、次の2点目の
問題に移ります。